

令和7年度における国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構の 中小企業者に関する契約の方針

国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構（以下「当機構」という。）は、官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律（昭和41年法律第97号。以下「官公需法」という。）第5条の規定に基づき、中小企業者に関する国等の契約の基本方針（令和7年4月22日閣議決定。以下「基本方針」という。）に即して、令和7年度における中小企業者の受注の機会の増大を図るための方針（以下「本方針」という。）を次のとおり定める。

第1 中小企業者の受注の機会の増大の目標に関する事項

1 中小企業・小規模事業者向け契約目標

当機構は、令和7年度における官公需予算総額に占める中小企業・小規模事業者向け契約の金額の比率が前年度までの実績を上回るよう努め、比率が34.0%、金額が約697億円になるよう努めるものとする。

2 新規中小企業者向け契約目標

新規中小企業者向け契約目標については、基本方針において「新規中小企業者の契約比率についても、前年度までの実績を上回るよう努め、引き続き国等全体として引き続き3%以上を目指すものとし、取組を加速して着実な目標達成を図るものとする。」と定められている。

このことを踏まえ、この目標の達成に資するよう、新規中小企業者の契約比率を3%以上とすることを目標として、前年度までの実績を上回るよう、新規中小企業者の受注の機会の増大に努めるものとする。

第2 中小企業者の受注の機会の増大のために講ずる措置に関する事項

当機構は、中小企業・小規模事業者の受注機会の増大を図るため、基本方針に即すとともに、次のとおり取り組むものとする。

1 官公需情報の提供の徹底

一般競争入札等による発注に関連する情報及びそれらに係る落札に関する情報についてホームページへの掲載により、中小企業・小規模事業者に提供するよう努めるものとし、公告の予告をホームページに掲載することに努めるものとする。

また、物件等の発注を行う際には、性能、規格等の必要な事項について、仕様書に明記することにより、中小企業・小規模事業者に対して解りやすい説明に努めるものとする。

2 官公需に関する相談体制の整備

調達部推進課の「官公需相談窓口」にて、中小企業・小規模事業者からの官公需に関する相談に応じ適切な支援に努めるものとする。

3 総合評価落札方式の適切な活用

総合評価落札方式による競争の際、透明性を確保するために品質・機能の水準等を明確にした発注仕様書を作成するものとする。

4 適正な納期・工期・納入条件等の設定

物件等の発注に当たっては、発注見通しの公表や早期の発注等の取組により、政府が進める「働き方改革」関連の取組に配慮した発注・契約に努める。

5 一括調達、共同調達における下位等級者の参加の推進

一括調達、共同調達による競争参加資格の設定に際しては、予定価格に対応する等級の者に加え、下位等級者の参加が可能となるよう弾力的な運用を図るものとする。

6 技術力のある中小企業・小規模事業者に対する受注の機会の増大

- ① 技術力や創意工夫のある中小企業・小規模事業者の受注機会の増大を図るため、政府調達（公共事業を除く。）手続の電子化推進省庁連絡会議幹事会決定「技術力ある中小企業者等の入札参加機会の拡大について」に基づく入札参加機会の拡大措置の一層の活用に努めるとともに、技術力の正当な評価を踏まえ、技術力のある中小企業・小規模事業者に関する入札参加資格の弾力化を一層進めるものとする。また、一般競争入札（総合評価方式）における創意工夫による価値の適切な評価等に努めるものとする。
- ② 高度かつ独自の新技术を有するスタートアップには中小企業・小規模事業者が含まれることを踏まえ、受注機会の増大を図るため、スタートアップからの公共調達促進に関する関係府省庁等会議において関係府省庁等で申し合わせた「高度かつ独自の新技术を有するスタートアップ等との随意契約（スタートアップ技術提案評価方式）」の一層の活用に努めるものとする。

7 地域の中小企業・小規模事業者等の積極的活用

各事業所において消費される物件等の調達について、少額の随意契約による場合には、当該事業所が所在する地域の中小企業・小規模事業者を見積先に含めるよう努めるものとする。

8 中小建設業者に対する配慮

- ① 中小建設業者を取り巻く現下の諸情勢に鑑み、政府が進める「働き方改革」関連の取組や関係省庁からの休日の確保の推進など要請等に留意しつつ、必要な工期を確保するため、国庫債務負担行為の活用や中小工事の早期の発注等により、施工時期

の平準化を図る等により、中小建設業者に対し特段の配慮を払い、その受注機会の増大に努めるものとする。

- ② 特に、建設工事に関する発注に当たっては、共同による請負の適切な活用の一層の推進等により、中小建設業者に対する受注機会の増大に努めるものとする。
- ③ 地域における建設工事の担い手が確保されるよう、地域の実情を踏まえ、競争入札に必要な資格、公共工事等の規模等を適切に定めるものとする。

9 中小石油販売業者に対する配慮

- ① 災害時の燃料供給協定を締結している石油組合及び当該協定に参加している中小石油販売業者の受注機会の増大に努めるものとする。
- ② 災害時の燃料調達協定を締結している石油組合を活用して円滑な燃料調達ができると認められ、当該石油組合との契約が燃料供給拠点の維持に必要な場合には、調達を費用対効果において優れたものとする等と十分に検討しつつ、当該石油組合との随意契約を行うことができる。
- ③ 燃料油価格激変緩和事業の補助縮小などにより燃料油価格が上昇することを理由として、契約金額の変更について申出があった場合には、迅速かつ適切に協議を行うこと。また、その旨の条項をあらかじめ契約に入れるなど、受注者からの申出が円滑に行われるよう配慮する。

10 ダンピング防止対策、消費税の円滑かつ適正な転嫁等の推進

(1) 適切な予定価格の作成

役務及び工事等の発注に当たっては、需要の状況、原材料及び人件費（社会保険料（事業主負担分及び労働者負担分）相当額を適切に含み、かつ各都道府県における最低賃金額の改定も反映した額）等の最新の実勢価格等を踏まえた積算に基づき、消費税及び地方消費税の負担等を勘案し、適切に予定価格を作成するものとする。特に、同年の事業でほとんど同じ予定価格を長年見直すことなく実施している事業がある場合は、多角的な市場調査を行い、最新の実勢価格等を踏まえた積算を行うこととする。また、複数年度にわたる契約については、入札の際に作成する予定価格に期中に価格変動を適切に見込む必要があることに留意する。

(2) 低入札価格調査制度の適切な活用等

役務及び工事等の発注に当たっては、ダンピング受注の排除等適正価格による契約の推進のため、低入札価格調査制度を適切に活用するものとする。なお、低入札価格調査制度未導入の契約については導入に向けた検討を行う。

(3) 最低賃金額の改定に伴う契約金額の見直し

- ① 契約前において、清掃、警備、庁舎管理その他最低賃金又はその近傍の人件費単価の被用者が用いられる可能性のある役務契約について、年度途中の最低賃金額

の改定を踏まえた予算を確保し、上記（１）に掲げる適切な予定価格を作成する。

- ② 契約後においても、最低賃金額の大幅な改定があった場合には、相手方の要請に応じて適正な価格で契約金額の見直しが行われるよう検討し対応に努めるものとする。

（４）労務費、原材料費、エネルギーコスト等の上昇への対応

公共工事の発注に当たっては、労務費、原材料費、エネルギーコスト等の実勢価格を反映した適正な請負代金の設定や適正な工期の確保について、契約後の状況に応じた必要な契約変更の実施も含め、適切に対応するものとする。また、物品及び役務の契約について、契約の途中で需給の状況又は原材料費、エネルギーコスト等の実勢価格に著しい変化が生じた場合には、契約金額を変更する必要があるか否かについて検討し、適切に対応するものとする。また、受注者から労務費、原材料費、エネルギーコスト等の上昇に伴う契約金額の変更について申出があった場合にはその可否について、契約上の条項にもとづき、迅速かつ適切に協議を行うものとし、受注者からの申出が円滑に行われるよう配慮するよう努めるものとする。

（５）消費税の適格請求書等保存方式（インボイス制度）に関する適切な対応

競争入札において、適格請求書発行事業者でないことをのみをもって、競争入札に参加させないこととするような資格を定めることは適当ではないことに留意する。

1 1 東日本大震災の被災地域等及び令和２年７月豪雨及び令和６年能登半島地震の被災地域の中小企業・小規模事業者に対する配慮

被災地域における復旧・復興に伴う役務及び工事等の発注に当たっては、当該地域における需給の状況等を踏まえ、上記１０（１）に掲げる適切な予定価格を作成するものとする。

第３ 新規中小企業者の活用に関する基本的な事項

1 新規中小企業者の受注の機会の増大のために講ずる具体的な措置

当機構は、新規中小企業者の受注機会の増大を図るため、基本方針に即すとともに、次のとおり取り組むものとする。

なお、建設工事については、目的物が使用されて初めてその品質を確認できること、その品質が工事等の受注者の技術的能力等に負うところが大きいこと等の特性に鑑み、公共工事の品質確保の促進に関する法律の趣旨を踏まえ、工事等の経験、施工状況等の評価、技術者の経験その他技術的能力を考慮し、工事の品質の確保に留意するとともに

に、入札及び契約の透明性、競争の公正性の確保等に配慮し、受注者を選定することで確保されることに留意するものとする。

(1) 新規中小企業者への配慮

役務及び工事等における一般競争入札の際には、契約の履行確保に支障がない限り、過去の実績を過度に求めないように配慮するものとする。

なお、少額の随意契約による場合には、契約の内容、地域特性等を踏まえ、契約履行の支障の有無に留意しつつ、新規中小企業者を見積先を含めるよう努め、見積先が固定化しないよう、小企業者を含む小規模事業者や国等との調達の実績が少ない新規中小企業者にも配慮するものとする。

(2) 競争参加者の資格の弾力的運用

競争参加者の資格の設定に際し、調達先に専門的な技術、資格を必要としない等の場合であって、契約の履行の確保に支障がないと認められる限り、参加者の増加による競争性の向上が必要となるときには、新規中小企業者の受注機会の増大を図る観点から、下位等級者の参加が可能となるよう弾力的な運用に努めるものとする。

(3) 新規中小企業者からの相談体制

調達部推進課の職員を「官公需相談窓口」の担当とし、新規中小企業者からの相談に対して、適切に対応する。

第4 第1から第3までに掲げるもののほか、中小企業者の受注の機会の増大に関し必要な事項

1 本方針の適用範囲

本方針は、当機構の全ての部署に適用する。

2 中小企業者の受注の機会の増大のための推進体制

中小企業・小規模事業者の受注機会の増大のための推進には、別紙のとおり調達部がその任にあたる。

第1の目標達成に向けて、調達の現状を分析し、実績の向上を図るために有益な情報提供を行うほか、必要に応じて、各契約担当課等に対し改善策を指示する。

附則

○本方針の公表

官公需法第5条第3号に基づき、本方針は速やかに公表する。

別紙

推進本部

本部長：調達部長

本部員：調達部推進課長

：調達部調査課長

：調達部プロジェクト調達室長

：調達部研究・事業調達室長

：調達部第二プロジェクト調達課長

（事務局 調達部推進課）